

学生生活について

1) 学生としての心得

将来医師として肉体的、精神的に病み悩んでいる人々を支えていく職業に従事する諸君には、医療人としての生活の準備あるいは実践がすでに要求されています。医療は医師が患者さんを選ぶのではなく、患者さん達が医師を選び、その医療を受けに来られるのです。求められるのは優れた医療技術のみでなく人格でもあります。

(1)身だしなみ

日常の服装は個人の自由であり、原則、個人の好みに委ねられてはいます。しかし、病める患者さんへ不快感を与えてはなりません。将来の医療人としての立場から、患者さんや周りの医療関係者に受け入れられることを前提として、自分の好みを表現することを育成します。臨床系実習はもとより、患者さんやその家族が大勢来訪される毛呂山キャンパスでの生活では、以下の内容を心がけることを求めます。

- a)清潔な衣服を着る。
- b)服装の乱れなど、不快な印象を与えてはいけない。
- c)人が振り返るような奇抜な服装や華やかな装飾をしない。
- d)頭髪は自然のものとし、多くの人にとって抵抗感がないようにする。

共用試験 OSCE では臨床実習に参加する学生に必要とされる身だしなみと態度、マナーとして以下の事が要求されます。

臨床入門における臨床実習もこの基準に準じることとします。

(2)態度、マナー

社会人としての要求はもとより、心身共に医療を求めている患者さん達に受け入れられる姿勢を育成することが必要です。

(3)問題が発生した場合の対応

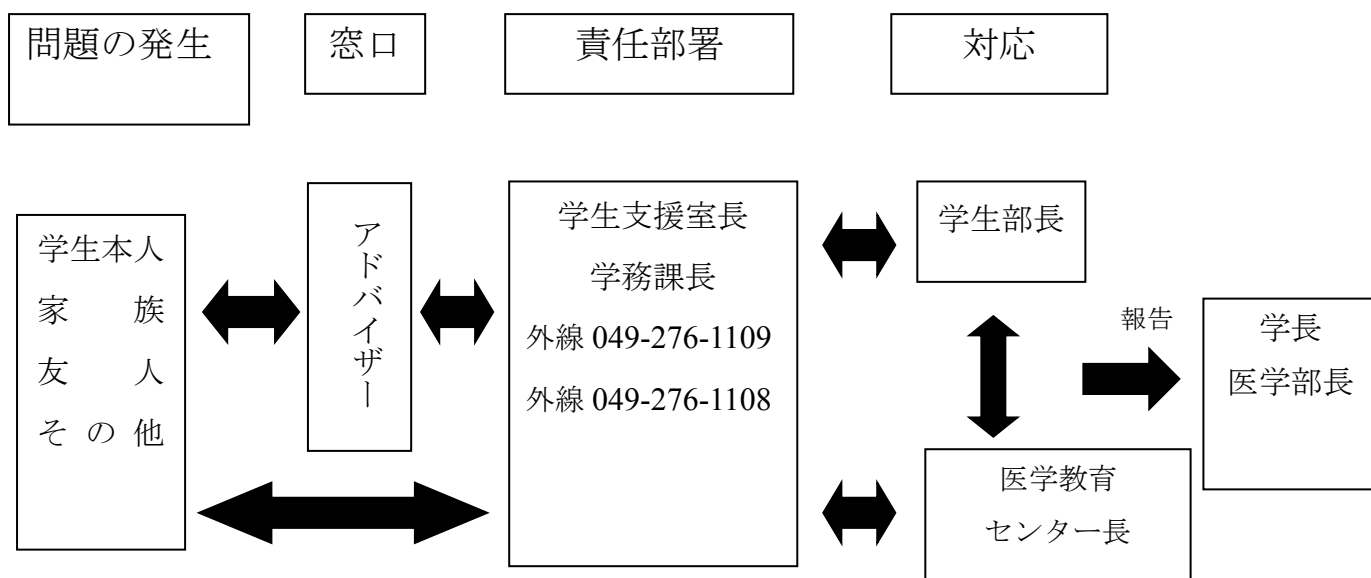
学生生活の中で何か問題が発生した場合、学務課、学生支援室に直接相談するか、あるいはアドバイザーを窓口として相談してください。

平成 17 年度から実施している「アドバイザー制度（旧担任制）」では、アドバイザーの先生方に学生とのこころの交流、情報の交換を図り、いざという時の窓口となっていただくようお願いしています。学生に問題が生じた場合、その対処を全面的にアドバイザーに求めることは負担が重いので、アドバイザーは問題が生じた時の「窓口」として、責任部署である学生支援室長及び学務課長が対応します。

アドバイザー制度の目標は、以下の2点です。

- 1) アドバイザーと学生との間で「こころの交流と情報の交換の場」を実現する。
- 2) 問題が生じた時に、アドバイザーが学生の相談窓口となれるよう、つながりを作っておく。

学生に問題が発生した場合の対応



学生支援室長：石橋敬一郎（外線 049-276-1168、内線 2872）

学生部長：伊藤彰紀（外線 049-276-1291・049-276-1229）

医学教育センター長：森 茂久（PHS9826）

学務課：（外線 049-276-1109・049-276-1108）

具体的には、アドバイザー制度は、医学教育センター卒前教育部門学生支援室が担当します。アドバイザーには、1 グループ 5 名程度の学生を受け持っていていただき、年に 2～3 回程度、学生と飲食等を共にする交流会を主催し、人生の先輩としての経験ある立場から、学生の活動や悩みなどの相談に乗っていただく。

埼玉医科大学の将来を担う学生と教職員との交流は非常に重要です。今後もこのアドバイザー制で培った人間関係を発展させて、より良いコミュニケーションのとれる大学となることを期待しています。

(4)健康管理

学生生活を楽しく、また、教育の成果を挙げていくためには、学生が自分の健康を自ら管理していくことが重要です。将来、患者さん達に健康指導をしていくことになる諸君にとってはそのことは当然のことです。授業を休むことなく出席すること、頭痛やちょっとした腹痛などで試験を休むことのないように、日頃の自己管理が重要です。

健康診断、予防接種など様々な予定が学年毎に計画されています。それに参加することは自らの健康管理のために当然であり、病院内で患者さんを含め多くの教職員とも接する医学生にあっては、結核、麻疹などの感染症に罹患することが、自ら加害者になるという認識を持つことが重要です。

(5) 飲酒

20 歳未満の飲酒は法律で禁止されています。医師を志す学生としては、法律を犯すことはもちろんのこと、これを助長するような行為を行ってはいけません。20 歳未満は飲まない、また 20 歳未満に飲ませてはいけません。

アルコールの代謝は個人差があり、体質的に全く飲めない人もいます。宴会等で飲酒を強要してはいけません。飲める人でも、短時間に多量の飲酒をすると急性アルコール中毒で死に至ることがあります。「一気飲み」をさせてはいけません。飲む場合には、翌日の学業に支障をきたさないように適度な飲酒を心掛けてください。なお、学内（教育施設内）における学生の飲酒は厳禁です。ただし、特に必要と認められる場合には、学生部長の許可により、場所・時間を限って認められることもある。

特に、飲酒運転による交通事故を引き起こすと自己の夢や希望を一度に打ち砕き将来を湾曲させることにもなりうるので、決して飲酒運転をしない、また飲酒運転をさせてもいません。飲酒による法規が厳しくなったから注意するという問題ではありません。

(6) 薬物乱用の防止について

覚せい剤、大麻（マリファナ）、ヘロイン、コカイン、MDMA、危険ドラッグ（カフェインなど）、有機溶剤（シンナーなど）には手を出さないように。薬物乱用はやめられなくなります。乱用により健康被害が発生して死に至る場合もあります。薬物乱用への甘い誘いに気をつけてください。諸外国ではマリファナが合法化された国や地域もありますが、海外語学研修や交換留学を始め、海外への渡航に際しては決して危険薬物には手をださないように。日本において薬物乱用は重い犯罪です。海外での使用が日本で処罰されることもあります。医師の資格取得が難しくなる場合があります、大学としては強く注意喚起を行います。

薬物として、最近では危険ドラッグも問題になっています。特に注意が必要な危険ドラッグは、合法ドラッグ、脱法ハーブなどと称して販売されるため、あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解されています。これらは違法な販売者が勝手につけた名称で、麻薬や覚醒剤と同じような成分が含まれており、全て危険な薬物です。危険ドラッグは、法の網をくぐりぬけるために「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」など、一見しただけでは人体摂取用と思われぬよう目的を偽装し、インターネットで簡単に入手できるように販売されています。このため新たな包括指定により指定薬物の対象が拡大されており、指定薬物の所持・使用・購入等は禁止されていますので、決して入手・使用しないでください。

(7) 犯罪被害防止等について

昨今の治安の悪化、規律やマナーの崩壊は、嘗て日本が世界に誇った安全神話を全て覆す状況となっており、都会も地方も犯罪の発生率、危険度の格差は無くなっています。安全な学生生活を送れるよう日常生活を含めて、その自衛対策をオリエンテーションや保護者会(毛呂山会)等で説明しており、学務課では常時相談を受け付け対応しています。また

キャンパス周辺でも夜は決して安全ではありません。深夜の女性の一人歩きは危険であり、男性の一人歩きも安全ではありません。このため大学の方針として、教室等全ての学習環境の利用時間を遅くても午後10時までとしています。

世間では、高齢者の振込詐欺の被害が後を絶ちませんが、若い大学生もインターネット詐欺が増えており、残念ながら被害を受けた学生が本学にもいます。問題が生じた場合には、消費生活支援センターや学務課に相談してください。

(8) ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、など様々なハラスメントがあります。まずはハラスメントを受けた際には、どこに相談すれば良いかを知っておいてください。また被害者になるだけでなく、加害者にもなる可能性がありますのでハラスメントについてよく理解して日頃から注意してください。別項「ハラスメントの防止と相談窓口について」のガイドラインを十分に理解し、遵守しましょう。

(9) 交通安全について

毎年数件の交通事故の報告を受けています。6年間の学生生活に於いて、入院、通院等で授業を欠席することにより、学業に大きく支障をきたす可能性があるので注意してください。また、加害者として重大な人身事故を起こした場合は、学則に抵触して懲戒処分を受けることもあります。また、道交法違反による罰金刑を受けた者は、国家試験合格後、医師免許登録申請の際に申告する義務があり、悪質な違反内容によっては医師免許証の交付停止または保留になる場合があるので注意を要します。

(10) 学生保険について

入学時に学生全員が加入する保険と任意加入の保険があります。病気、事故等が発生した場合は学務課に報告し、保険適用の有無を確認してください。

◎ 全学生加入保険

- ① 総合福祉団体定期保険(グループ保険)生命保険と傷害保険のセット(大樹生命保険・三井住友海上火災) 代理店：日本防災保障
- ② 学生教育研究災害傷害保険(学研災)、学研災付帯賠償責任保険(医学賠) (日本国際教育支援協会)

◎ 任意保険(団体扱い)

- ① 大樹生命保険(死亡、疾病、傷害、介護等) 毛呂山会
- ② 学生総合保障制度(三井住友海上火災) 代理店：日本防災保障
学研災付帯学生生活総合保険(東京海上日動火災) 代理店：日本防災保障

◎ 学生医療費補助(毛呂山会)

補助額年間1人2万円まで(本学大学病院及び関連施設)

ハラスメントの防止と相談窓口

[ハラスメントとは]

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な言動をいい、教職員等と学生、先輩と後輩、男性と女性といった関係等で、一方がその地位・立場・力関係を利用して、精神的な面を含めて相手に不利益や損害を与えたり、修学環境を悪化させることです。ハラスメントに該当するか否かは、結果的に相手がそう感じるかどうかポイントです。

(1) セクシュアル・ハラスメント・・・性的な内容の発言、性的な行動。

性的な内容に関する発言や行動（性的な魅力を指摘する、卑猥な言葉を話す、相手の了解を得ずに体に触るなど相手に対する直接的なものに限らず、ポスターを掲示する、動画を無理矢理見せるなども含む）により、相手にとって嫌がらせや不快感を与えることを指します。また、男性、女性といった性別による差別的な発言（ジェンダーハラスメント）も含まれます。男性であれ、女性であれ、相手に好意があったとしても、加害者にも被害者にもなり得ます。

人事院ホームページ <https://www.jinji.go.jp/sekudara/2kouitoeikyoku.html#Q1> を参照

(2) パワー・ハラスメント・・・地位や権限を不当に利用した人格や尊厳を侵害する行動。

地位や権限又は年齢、経験などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動を行い、精神的・身体的苦痛を与え、あるいは修学環境を悪化させることを指します。学生間では部活動の中で起こる危険性が高く、先輩後輩の関係、顧問と部員の関係、レギュラーかどうか、入部や退部に関する問題などで起こりやすいという特徴があります。

人事院ホームページ <https://www.jinji.go.jp/sekudara/handbook.pdf> を一部改変

(3) アカデミック・ハラスメント・・・教育・研究の場での権力を利用し精神的・身体的損害を与えること。

教育・研究上の権力を濫用し、他の構成員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に、修学・教育・研究ないし職務遂行上の不利益を与え、あるいはその修学・教育・研究ないし職務遂行に差し支えるような精神的・身体的損害を与えることを指します。例えば、授業を受けさせない、学生のプライバシーを暴露する、特定の学生に不要な作業を命じる、不公平な評価をする、言うことを聞かないと単位をやらないと発言する、といったものがあります。

東京大学ホームページ http://har.u-tokyo.ac.jp/files/user/img/AH_sengen.pdf を参照

(4) アルコール・ハラスメント・・・飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為、人権侵害。

未成年に対して年齢を確認しないで飲酒を勧めたり強要したりする、アルコールが苦手な人に対して飲酒を強要する、強要を応援するようにはやし立てる、強要する場面を止めずに見て見ぬふりをする、飲酒を断りにくい環境を設定する行為を指します。

e-ヘルスネット：アルハラ 厚生労働省ホームページ

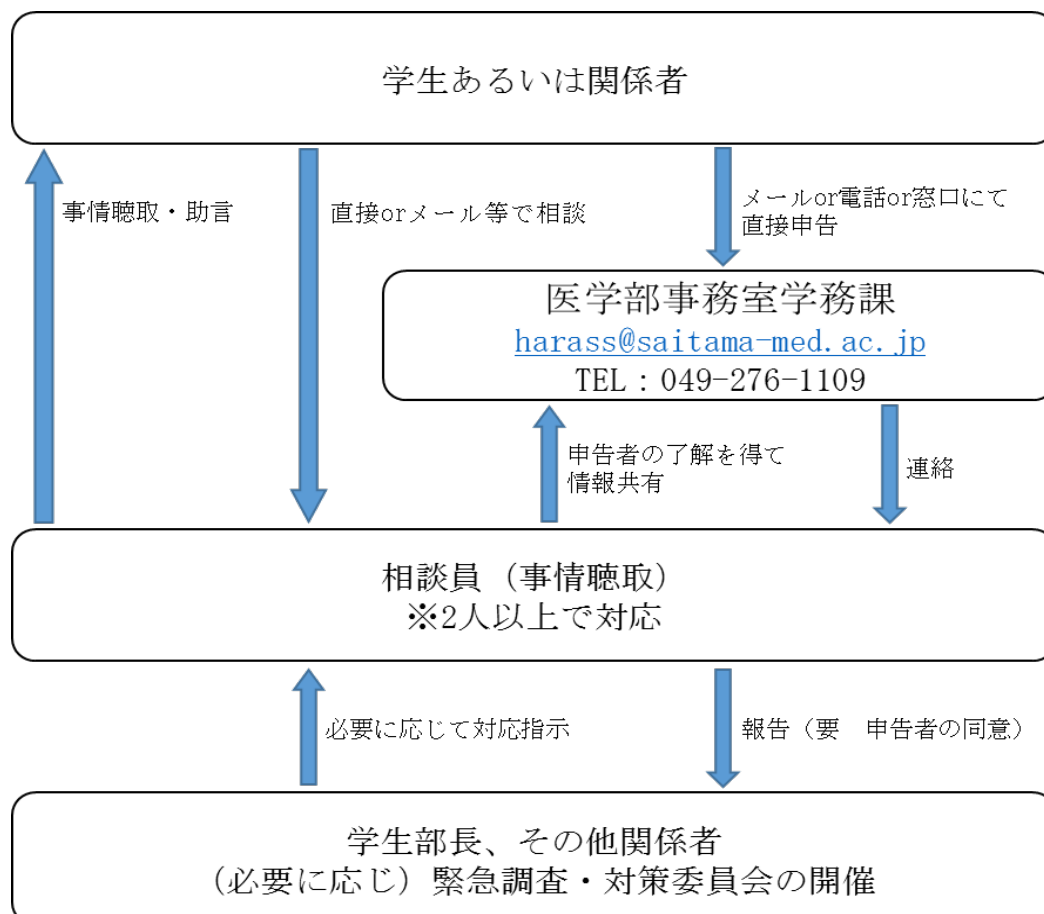
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/alcohol/ya-018.html> を参照

[ハラスメントの相談窓口]

あなたが、ハラスメントを受けた時、あなたの周りの友人にハラスメントを受けていることが疑われた場合に、相談できる窓口があります。

1. 相談窓口は医学部事務室学務課 (email : harass@saitama-med.ac.jp) です。
電話、メールを通して、直接窓口で相談することができます。受付の段階では、相談内容の詳細を伝える必要はありません。
2. 相談は医学部学生部委員会内に置かれたハラスメント小委員会の相談員 (男性教員、女性教員) が担当します。相談員は、申告者の不利益にならないよう、常に申告者の立場に立ち、誠意を持って相談業務にあたります。相談内容については秘密厳守します。学務課を通さずに相談員に直接相談することも可能です。
3. 申告を受けた学務課は、申告者の希望を聞き、ハラスメント小委員会委員長 (以下「委員長」) の指示を得て、相談員 (原則 2 名) を決定し、申告者に伝え面談の機会を設けます。
4. 担当の相談員は、相談内容を委員長に報告し、対応を協議し申告者に説明します。学生部委員会で対処しなければならないような深刻な問題であった場合には、委員長は学生部長に報告します。申告者の相談内容を委員会内で共有するときには、必ず申告者の同意を得た上で行います。
5. 報告を受けた学生部長は、事実関係を迅速かつ正確に確認し、適切な対処をします。
※いかなる場合でも、申告者のプライバシーには細心の注意を払います。また、どこまで相談内容を伝えてよいかを必ず事前に申告者と相談員とで良く話し合い、申告者から同意を得た上で情報共有します。

ハラスメント問題発生から事後処理までの流れ



学生健康推進室のご案内

学生健康推進室は、本部棟地下1階にあり、平日の9:00～16:00（11:30～12:30を除く）の間で、来室者の対応を行っています。

<対応内容>

- (1) 体調不良時の初期対応及び受診指導
- (2) 定期健康診断の実施と健診後の保健指導
- (3) 各種予防接種の実施
- (4) 診断書、証明書の発行
- (5) 身体的な健康の相談
- (6) こころの相談
- (7) 体調不良による欠席への対応

具体的な利用方法

(1) 体調不良時の初期対応及び受診指導

簡単な傷の手当てや、ベッドでの休養ができます。場合によっては、本学大学病院へ受診指導を行います。

大学病院の受診方法

<初診>

専門診療科受付時間：平日、土曜日 午前8:30～11:00

- ① 保険証、学生証を持参する。
- ② 本館1階新患受付で、新患申込書に住所、氏名等を記入し受付を行い、診察券を受け取る。
- ③ 各診療科の外来に行き、受付窓口で職員に受診の旨を説明する。

<再診>

- ① 保険証、学生証を持参する。
- ② 各診療科の窓口で、再診の受付をする（事前の予約が必要）。

<診察時間について>

- ① 埼玉医科大学病院は予約制です。予約の患者さんの診察が優先されます。
- ② 講義等で診察時間まで待機できない場合は、外来窓口はその旨を相談しましょう。

(2) 定期健康診断の実施と健診後の保健指導

学生は、毎年1回健康診断を受診することが義務付けられています。健康診断を必ず受診して下さい。

将来医師として患者さんの治療に当たるためには、医師自らが健康でなければなりません。定期健康診断は、現在の皆さんの健康状態を把握するだけでなく、将来の生活習慣病を予防するための重要な資料となります。返却された健康診断結果票は大切に保管して下さい。

学生健康推進室では、健康診断の結果に基づき、生活指導や医療機関への受診勧奨をします。健康診断の結果を受け取り、異常がある場合には、指示に従い適切な医療機関を受診して下さい。身長・体重・血圧はいつでも学生健康推進室で測定することができます。

(3) 各種予防接種の実施

医学生として病院に隣接する環境で生活し、大学病院などの医療機関での実習に備える必要があることから、自らの身体を感染症から守るだけでなく、自らが感染源となって感染症を広げない様にすることも大切です。

定期健康診断での抗体検査結果から、麻疹・風疹・水痘・ムンプス・B型肝炎ワクチン接種が必要な学生には、ワクチン接種を勧奨しています。該当する学生には予め掲示等でお知らせいたしますので、決められた日に、予防接種を受けて下さい。決められた日に受けなかった場合は、医療機関で接種し、接種証明書を学生健康推進室に提出して下さい。

また、インフルエンザの予防接種は希望者に実施します。申し込みについては、掲示にてお知らせします。

(4) 診断書、証明書の発行

実習、留学、初期研修のマッチングに必要な診断書や証明書を、健康診断のデータを用いて作成します。発行には1~2週間かかりますので、余裕を持って学務課に申請して下さい。なお、健康診断を受診していない場合や、健診結果で再検査・受診が必要と判定されたがこれらを未実施の場合、あるいは健診項目以外の検査が求められている場合は、診断書の作成はできません。

(5) 身体的な健康の相談

体調不良や健康上心配なことがある場合には、遠慮なく相談して下さい。必要があれば、本学大学病院の専門診療科など、適切な医療機関を紹介します。

(6) こころの相談

不安・悩み・気分の落ち込み・不眠・早期覚醒・意欲の低下など、いつもと違う症状がある場合は、医師やカウンセラーが相談に応じます。相談は予約制になりますので、予め学生健康推進室に来室し、予約をして下さい。

(7) 体調不良による欠席への対応

欠席する場合は、速やかに履修時間の開始前までに、学務課に電話をして下さい。

特に、以下の感染症（学校感染症）に罹患した場合、登校することはできません。学校での流行を予防するために、欠席して必ず医療機関を受診して下さい。

- | |
|--|
| 第1種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1型）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、指定感染症及び感染症 |
| 第2種：インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（3日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第3種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、ヘルパンギーナなど |

【連絡先】	学生健康推進室	: 内線 2487	外線&FAX 049-276-1421
			e-mail : g_kensui@saitama-med.ac.jp
	学務課	: 内線 2020	外線 049-276-1109

学生健康推進室では皆さんの健康管理に関する情報提供や指導を行っています。日頃から掲示を良く確認し、呼び出しがあった場合には速やかに対応して下さい。

奨学金制度関係・その他

◎奨学金関係

(1) 埼玉医科大学医学部特別待遇奨学生（特待生）

< 2019年度以降入学者 >

- 第1種 埼玉県地域枠医学生奨学金貸与者 19名
学費550万円減免（1年次のみ）
- 第2種 入学時 前期一般入試成績 上位5名まで
学費200万円減免
- 第3種 各学年成績上位10名まで
学費100万円減免（単年度毎）

< 2018年度以前入学者 > 2018年以前入学者は以下の取扱いとする。

- 第2種 各学年成績上位3名まで
学費100万円減免（単年度毎）

(2) 埼玉医科大学医学部特別奨学金（2019年度入学者より募集）

本学の建学の理念に沿い、将来本学の一員として医学・医療の発展に貢献し活躍できる人材を育成するために設ける貸与型奨学金制度。

入学時350万円、2年次以降300万円

卒業後、貸与機関の1.5倍の期間、本学に勤務することにより奨学金の返還が免除される。

(3) 埼玉県地域枠医学生奨学金

埼玉県の地域医療を担う医師を養成するために設ける貸与型奨学金制度。

令和2年度入学生19名を対象とする。

月額20万円

卒業後、貸与機関の1.5倍の期間、埼玉県並びに本学が指定する医療機関又は特定診療科に医師として勤務することにより奨学金の返還が免除される。

(4) 毛呂山会育英会（貸与）

学費の一部貸与（ただし留年者は申請資格失効）

書類審査 学費責任者の不慮の事故等により学資の支弁に困難をきたした時

(5) 日本学生支援機構奨学金

（貸与）

第1種（無利子）月額2万円～6万4千円

第2種（有利子）月額2万円～12万円

医歯薬系増額貸与 月額12万円コース+4万円=16万円

（給付）月額12,800円～75,800円

◎毛呂山会

本学医学部学生の保護者会の名称であり、大学の支援組織として、会員相互の親睦ならびに大学の施設、医学部学生の教育研究及び厚生指導等に援助を行っています。

- ① 本学大学病院及び関連施設外来受診の学生への医療費（年間一人2万円まで）を補助。
- ② 学生の福利厚生の一環として、リライトカードによる本学の食堂、レストラン、売店等の各施設を利用できる。
- ③ 本部及び地方支部総会において保護者からの各種相談にも対応している。

◎毛呂山後援会

本学医学部卒業生の保護者を以って構成された団体であり、卒後4年間正会員として会員相互の親睦ならびに大学の国試対策、卒後研修に対する支援等を行っています。

（卒後4年目以降希望により終身会員となる）

◎埼玉医科大学家主会

毛呂山町内のアパート経営者から成る任意団体であり、教職員、学生の入居斡旋を通して、部屋の安全対策や生活相談にもものってくれる間接的な学生支援団体の会であり、夜間の急病発生時に病院への手配等もお願いする場合があります。

「学生意見箱」について

埼玉医科大学医学部では、学生からの意見を取り入れて、教育の改善に常時取り組んでいます。例えば、学生による授業評価、学生による臨床実習評価、アドバイザー制度、学年小委員会などがあります。学生意見箱も、その一つで、学生一人ひとりの生の声を聞いて教育の改善に役立てることを目的としています。

学生意見箱の運用は、以下のように行っていますので、教育の改善のために役立つ建設的な意見を入れるようにして下さい。

1. 大学事務部の前に設置する。
2. 原則として1週間に1回、意見箱を開ける。
3. 学生は自分の学籍番号と名前をきちんと書く（無記名のものは取り扱いません）。
4. 投書された意見箱は医学部長のみが閲覧し、必要に応じて適切に対応する。

（備考）投書者の氏名を公表することはありません。

また、本人に不利益が生じないよう十分注意しますので、有効に利用して下さい。